

議会運営委員会

日 時 令和2年10月30日（金） 午前10時～
場 所 全員協議会室

1 議会基本条例検証に係る検討事項について【別紙No.1～7】

2 その他

- （1）環境厚生常任委員会の提言について【別紙No.8】
- （2）スマート議会検討会議の報告について【別紙No.9】
- （3）吉川小学校の体験学習について【別紙No.10】

議会基本条例の検証結果等について（第１条～第２４条）

【検証結果】

◎評価項目数 46項目

・評価結果A 35項目

・評価結果B 11項目 → うち「取組検討」としたもの：10項目
「条項改正」としたもの：1項目

◎条文の追加を検討するもの → 災害に関する根拠条文 1項目

（１）検討を要するとした項目（11項目）

No.	条文	区分	意見等
1	<第３条－(５)> <u>議会の活動原則</u> 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い<u>政策及び施策の実現につながるよう努めること。</u>	A 条項改正	◎政策立案を強調する内容を入れていく。 <改正案> ※前回意見から 「市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い<u>政策立案及び施策の提言に努めること。</u>」
2	<第５条の２> <u>政策研究会</u> 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 ２ 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。	B 取組検討	◎亀岡市議会として、具体的に政策研究ができるように、旅費を支給することも含め考えていく。 【別紙No.２】

No.	条文	区分	意見等
3	<第6条-2> 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。 ①常任委員会のライブ中継・録画配信の実施。 ②YouTube ほか、委員会のネット配信。 ③記者会見のバックボードがいつも同じ。旬のものを掲載する。記者会見時には、コマーシャルを行う。 ④タブレット端末と Wi-Fi 整備。	B 取組 検討	①②公開という観点から、常任委員会の配信を検討する。 ③議会をアピールするために、議長記者会見を補完することも含め、工夫して検討していけばよい。 ④別途協議の場を設置する。
4	<第7条-1、2> 議会報告会等 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。 2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	B 取組 検討	◎見出しを第1項、第2項あわせた形にすることはできないか。議会報告会の条文は残しておくべき。 「市民との意見交流の場」とすれば、整合が図れるのではないか。 【別紙No.3】
5	<第9条-2> 委員会の説明資料 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	B 取組 検討	◎適切な資料を執行部に求めることとする。 ※令和2年9月議会においては、環境厚生常任委員会が指摘要望。
6	<第10条> 事務事業評価 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	B 取組 検討	※事務事業評価表は新たに作成したが、試験的に導入するため、「取組検討」としている。 【別紙No.4】

No.	条文	区分	意見等
7	＜第10条の2＞ 文書質問 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	B 取組 検討	◎各会派にわかりやすく伝えることとする。 【別紙No.5】
8	＜第16条＞ 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。 ①Instagram等、ソーシャルメディアの活用。 ②タブレット端末の活用。 ③インターネット回線の整備。	B 取組 検討	①Facebook だけではなく情報を広く周知する方法も検討する。 ②別途協議の場を設置する。 ③別途協議の場を設置する。
9	＜第17条＞ 議員研修の充実 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	B 取組 検討	◎研修テーマを事前に諮り、決定すべき。 ◎予算の範囲内で検討すべき。 ◎研修を充実するためには、回数や内容の見直しが必要。
10	＜第21条－1、2＞ 議員報酬 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	B 取組 検討	◎各会派から課題や問題点はないが、様々な議論がある。議員報酬の問題を検討する場を設けるのか、報酬審議会でも審議していただくか、他市の状況を踏まえ今後検討していく。 【別紙No.6】
	2 議員報酬は、別に条例で定める。		
11	＜第22条－1＞ 政務活動費 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。	B 取組 検討	◎政務活動費の額について検討してく。 【別紙No.6】

（2）条文の追加を検討するもの（1項目）

No.	内容	区分	意見等
1	災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が基本条例に見当たらない。	検討	◎第2章の議員の活動原則の部分に入れられるか検討する。 【別紙No.7】

政策研究会について

現 状	<u>条文</u> 第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 <u>運用基準</u> ※詳細は裏面参照 ・同一の会派に属さない3人以上の議員で構成する。 ・テーマと期間を設定し、幹事会を通じて参加議員を呼びかける。 ・政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わない。
経 過	・柔軟に結成できることに重きを置いて、議会の公務として位置付け、会派按分により委員を選出する方法を選択しなかった。 ・このため、会派活動の延長の活動形態として、第2章（議会及び議員の活動原則）に規定した。会派・議員の調査研究活動と同様の性質としており、政務活動費の範囲で対応している。
前回意見	・政策研究会は、政務活動費で活動することとなっており、再度検討すべきではないか。 ・議員の呼びかけで政策研究会を結成することになっているが、場合によっては議長提案で結成を呼びかけてもよいのではないか。
検討趣旨	・旅費支給を考えていく。 ・議長の呼びかけによる結成を考えていく。
検討の方向性	①委員構成方法は現行のままで、<u>議員</u>ではなく<u>議会</u>が設置する政策立案体制に運用を見直す。 ②委員構成を各会派按分等によることとして、<u>議員</u>ではなく<u>議会</u>が設置する政策立案体制に運用を見直す。 ※①②とも公務性が高まり、活動成果、会議録等を公開し透明性を確保する必要があると出てくる。 ・基本条例第6章（議会の運営）の中に規定し直す。 ・議員派遣により公費（旅費）を充当する。 ・議長の呼びかけによる結成も認め、運用基準に整理する。
検討時の留意点	・会派・議員の調査研究活動との整合（政務活動費の支給範囲） ・議会活動との整合（法に基づく委員会制度） ⇒特別委員会設置との兼ね合い。（特別委員会は本会議で議決） ⇒所管の常任委員会（常任委員会主義）との兼ね合い。 ・①の場合、政策研究会の構成に会派の偏りが出た場合、その活動を議会の公務として認め、議員派遣の議決により公費（議会活動経費の旅費）を支出することとなる。

●亀岡市議会基本条例 運用基準(政策研究会)

- (1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - ①政策的条例案の策定に関すること。
 - ②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。
- (2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。
- (3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。
- (4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。
- (5) 政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。
- (6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。
- (7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。

●「政策研究会」の参考事例

自治体	根拠	規定
宝塚市	基本条例	第 11 条 議会は、<u>市政に関する重要な政策及び課題に対し、議会として共通認識の醸成を図り、合意形成に資するとともに、条例案の策定や市長に対する政策提言等を行うため、政策研究会を置くことができる。</u> (設置規程) 設置：<u>会派代表者からの申し出を受け、研究課題ごとに設置し、会派から推薦された研究員をもって組織する。</u> 構成：会派が推薦する研究員は1人とする。ただし、議員数が4人以上の会派は2人を推薦することができる。
大分市	基本条例	第 16 条 <u>議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。</u> (設置要綱) 設置：会派を超えた政策研究に取組み政策的条例を策定するため、議会に政策研究会を置く。 構成：<u>議員全員（議長を除く）を会員として組織する。</u> （全体会議で取扱決定、推進チームで具体的調査研究を行う）
石巻市	基本条例	第 16 条 議会は、<u>市政に関する重要な政策、課題等について、議会としての共通認識を深め、もって議会の資質向上を図るため、議員政策研究会を設置する。</u>
	会規	常設・<u>全議員で構成</u>
	会規	常設・<u>議長が指名する議員</u>
京都市	基本条例	第 24 条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、<u>各会派の代表による政策研究会を設置することができる。</u>

議会報告会等について

現 状	(議会報告会等) ←見出し 第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。 2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
前回意見	・十分な効果が発揮できていない。議会報告会では、それぞれの議員の思いを封印して返答しなければならないので、議員はもどかしさを感じ、市民は手ごたえを感じられない。 ・(第7条の) 見出しを第1項、第2項合わせた形にできないか。「市民との意見交流の場」とする等の見出しにすれば、整合性が図れるのではないか。 ・条文を見れば内容が分かるので、見出しはこのままでよいと考える。
検討の方向性	・見出しを変更するのか、このままとするのか。 ⇒変更する場合 「市民との意見交流の場」(前回意見) 「議会報告会及び市民との意見交換」(沖縄県那覇市議会)

事務事業評価表

別紙No4

評価対象事務事業名	
-----------	--

委員会論点	事前に分科会で整理
-------	-----------

★評価は1区分 0～5点の間で採点
(最高評価点:5点)

区 分	No.	評価の視点	評価	委員名					
必要性	1	目的に照らして事業の必要性はどうか。	—						
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。	—						
効率性・費用対効果	3	コストは効率的で費用対効果は高いか。	—						
成 果	4	十分成果があらわれているか。	—						

合計



100点換算	評価基準		評価
	5 きわめて良好である	100点	
	4 良好である	76～99点	
	3 おおむね適正である	51～75点	
	2 課題がある	26～50点	
	1 かなり問題がある	1～25点	
	0 不適正である	0点	

総合評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	総合評価結果	
意見 改善点など			

文書質問（主な内容）

議員は、議会基本条例（第 10 条の 2）の規定により、文書により質問することができます。

1 質問の範囲と様式

⇒質問範囲は通常の一般質問と同じで、市の一般事務の範囲です。

質問には、文書質問書様式（裏面）を使用します。

（※質問される際は、事務局までお申し出ください。）

2 質問できる期間

⇒議会終了日の翌日から、次の議会開始日の 2 週間前までです。

例（議会最終日の翌日） 9 月 3 0 日～
（次の議会初日の 2 週間前） 1 1 月 1 6 日まで

3 質問回数

⇒質問できる期間の中で、1 議員 1 回 1 項目を限度とします。

4 回答期限

⇒執行機関は、送付してから 2 週間以内に回答するのが基本となっています。

5 取り扱い

⇒文書質問書と答弁書の写しを、その都度各議員に配付します。

また、次の本会議の諸報告で報告を行い、会議録に掲載します。

6 手続き

⇒会期中の文書質問の流れ

・ 質問者 → 議長 → 執行機関 → 議長 → 質問者

文書質問書

質問事項	質問の具体的内容

上記のとおり文書により質問します。

〇〇年〇〇月〇〇日

亀岡市議会議長 〇〇〇〇〇 様

亀岡市議会議員 〇〇〇〇〇 ^印

政務活動費交付金額（京都府下）

	交 付 金 額		
	1人年額(円)		1人月額(円)
福 知 山	(会派)	180,000	15,000
舞 鶴	(会派)	260,000	21,667
綾 部	(会派)	180,000	15,000
宇 治	(会派)	360,000	30,000
	(個人)	240,000	20,000
宮 津	(会派)	120,000	10,000
亀 岡	(会派)	180,000	15,000
城 陽	(会派)	150,000	12,500
長 岡 京	(会派)	150,000	12,500
向 日	(会派)	129,600	10,800
八 幡	(会派)	240,000	20,000
京 田 辺	(会派)	180,000	15,000
京 丹 後	(会派)	180,000	15,000
南 丹	(会派)	120,000	10,000
木 津 川	(会派所属)	120,000	10,000
	(無所属)	84,000	7,000

報酬金額（京都府下）

（円）

	報酬金額		
	議長	副議長	議員
福 知 山	495,000	440,000	410,000
舞 鶴	570,000	480,000	440,000
綾 部	450,000	400,000	365,000
宇 治	635,000	585,000	535,000
宮 津	430,000	370,000	350,000
亀 岡	560,000	490,000	440,000
城 陽	560,000	495,000	445,000
長 岡 京	520,000	490,000	450,000
向 日	475,000	440,000	400,000
八 幡	550,000	500,000	470,000
京 田 辺	515,000	430,000	400,000
京 丹 後	430,000	380,000	360,000
南 丹	470,000	415,000	380,000
木 津 川	470,000	380,000	350,000
平均金額	509,286	449,643	413,929

亀岡市議会基本条例の構成

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条の2）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）
- 第6章 議会の運営（第13条―第18条）
- 第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条―第22条）
- 第8章 最高規範性及び検証等（第23条・第24条）

亀岡市議会基本条例

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

（政策研究会）

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

（災害時の対応）

第6条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

亀岡市議会 災害対応マニュアル

平成24年12月12日 幹事会決定

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集 提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害 対策本部設置

【議長】

議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。



2議第1171号
令和2年11月2日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市議会 環境厚生常任委員長 並河 愛子

子ども宅食事業に関する提言

現代社会において、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。とりわけ今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校の休校措置がとられたことや外出自粛の傾向が継続する中で、子どもを見守る機会が減少し、児童虐待などのリスクが高まっている。

環境厚生常任委員会では、このことを喫緊の課題として捉え、子育てなどに課題を抱える家庭を早期に発見し、必要な対策を講じる手法について、調査・研究してきたところである。特に子どもが満足に食事を摂れないケースでは、栄養が偏り、食育の観点において、心身の成長に重大な影響を与える可能性がある。また近年、本市域においても拡充されてきた子ども食堂など、社会的な支援制度について「知らない」「積極的に利用したくない」といった状況が見られることから、支援ニーズの高い子どもを早期に発見することが求められている。

これらを考慮した結果、子ども宅食事業により、食事を家庭に届けることをきっかけとして、社会的なつながりを構築し、安定・継続した支援につなげ、総合的に家庭や子どもを見守る体制強化を図ることが必要との結論に達した。

については、未来を担う子どもたちが安心して、学び・育つことができる環境を整え、子育て・教育で憧れのまちを目指す亀岡市としても、国が進める支援対象児童等見守り強化事業を活用し、子ども宅食事業の実施を早急に検討されるよう提言する。

記

- 1 支援対象児童等見守り強化事業実施要綱に沿って事業を実施すること。
- 2 支援対象児童等見守り強化事業補助金を財源とすること。
- 3 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、状況把握を実施し、必要に応じて(1)から(3)を実施すること。
 - (1) 食事の提供(宅食など)
 - (2) 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - (3) 学習習慣の定着などの学習支援

令和2年10月30日

議会運営委員長
木曾 利廣 様

スマート議会検討会議委員長
三宅 一宏

スマート議会検討会議協議結果報告

令和2年7月13日の議会運営委員会において、本検討会議に依頼された事項について、下記のとおり検討しましたので報告します。

記

1 協議結果（概要）

頻発する災害や新型コロナウイルス感染症の流行等、近年の地球環境や社会情勢の変化に対し、的確かつ迅速に対応することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、これらに対応した議会運営を推進していく必要がある。

このため、議会説明時の紙資料を低減するペーパーレス化やWEB会議の開催を目指し、文書共有ソフトを搭載したタブレット端末を導入する。また、タブレット端末の活用により、さらに議会力を高めながら効率的な議会運営及び市民に開かれた議会を目指すこととする。

なお、導入に係る経費は令和2年12月補正の議会費に計上する。

2 協議内容

（1）導入目的について

①環境先進都市の推進

会議配付資料を段階的に削減し、ペーパーレス議会を目指すことにより、本市が取り組む「世界に誇れる環境先進都市」を推進する。

②災害等に強い議会

亀岡市議会災害対応マニュアルに基づき、災害時に各議員からの情報を迅速に集約することや、感染症の蔓延等により、議員が登庁できない場合、遠隔地においても会議を行える環境を整備し、災害等に強い議会を推進する。

③議員力の向上による市民福祉の増進

タブレット端末の活用により情報収集能力をはじめ議員力をさらに向上させ、

政策提言につなげることで、市民福祉増進に寄与する。

④円滑で効率的な議会運営

会議システムを活用することにより、円滑で効率的な会議運営を実現し、職員の人件費や配付物の印刷費用を抑制する。

(2) 経費（別紙のとおり）

(3) 通信方式

W i - F i 方式とするかセルラー方式とするかについて検討したが、W i - F i 環境が整備されていない現状と合わせ、タブレット端末を災害時等にも有効に活用するためには、屋外にも携行する必要があり、常時通信状態を確保できるセルラー方式とすることにした。

なお、端末モデルとしては、セルラー+W i - F i モデルを選定する。

(4) タブレット端末について

①端末の仕様

- ・製品 i P a d P r o （アップル社製 第4世代）
セルラー+W i - F i モデル
- ・OS i O S
- ・サイズ 12.9インチ
- ・容量 128GB

(選定理由)

i O Sはアップル社製の製品のみを搭載されているため、機種は限定されるが、常にOSが最新化されることから、長期間にわたって使用する場合でも管理しやすい特徴がある。A n d r o i dは多くのメーカーで使用されており、選択肢は多いが、故障による修理やメモリ増設時にOSのバージョンが異なる可能性が高い。スマート議会の目的に照らし、長期間の利用を想定する中で、運用上、安全で安定していることからi O Sを選定した。また、個人所有の端末を使用することで、費用を抑制している議会もあるが、利用に際し公私を分けることが難しく、情報が漏洩する可能性があり、セキュリティ面で問題がある。全議員が共通したツールを使用することで、迅速かつ正確に情報共有することができるため、統一端末を利用することとする。サイズについては、会議システムの機能（見開き表示、2画面表示）を最大限に発揮するためにも、12.9インチが適していると考えられる。12.9インチは、ほぼA4サイズの画面であり、文字も紙の資料とほぼ同じ大きさと確認できる。第3世代i P a d P r oは、既に入荷が終了していることから、第4世代を選定する。

②台数 議員 24 台＋事務局 4 台

(事務局：事務局長、事務局次長、職員用各 1 台、制御用 1 台)

③データ容量 7GB 以上／月

(5) 文書共有ソフトについて

(選定理由)

S i d e B o o k s (東京インタープレイ株式会社)を選定。当該ソフトは、開発に議員が関わっているため、議会に特化したシステムとなっており、メモ機能やふせん機能など、委員会審査時に使いやすい機能がいくつもある。また、端末単位で自由にクラウドの文書を閲覧することをベースとして、必要に応じて、全端末に同一の文書を表示する機能を持つシステムであるため議会の会議運営に最適である。なお、年 4 回程度バージョンアップされ、利用している議会側の要望が常に反映されている。議会向け会議システムとしてはトップシェアを誇り、全国で 210 以上の自治体での導入実績がある(令和 2 年 8 月時点で契約手続き中の案件を含め 290 以上)。このように、機能面や導入実績等から S i d e B o o k s にすることとした。

(6) WEB 会議について

今後も災害時や感染症対策として、議員が遠隔地にいても会議ができる WEB 会議については、導入後早期に無料で利用できるアプリケーションを活用して試験的に行うこととする。

(7) ペーパーレス化の計画について

市議会の最も重要な責務である議決責任に影響する内容であるため、円滑な委員会審査等に影響を与えない範囲で進めていくことを前提としているが、ペーパーレス化は、紙だけでなく資料作成の時間も削減できること等、経費面等で大きなメリットがあると考えられる。このため、下記の通り積極的に進めていくこととした。なお、議員に配付している予算書等の議案、資料等を全て削減した場合、年間約 100 万円の経費削減効果があると積算している。

・タブレット端末導入後

1 年目 (令和 3 年度) …希望する議員のみペーパー配付

2 年目 (令和 4 年度) …完全ペーパーレス化

(8) 費用負担（通信費）の取り扱いについて

費用は、「議会費」「政務活動費」「私費」で負担することが考えられるが、政務活動費については、政務活動が制限されること等の課題が見られる。私費については、タブレット端末を私的に利用しないのは当然のことであり、使用基準を作成し、議員間で徹底し厳格に運用することを前提に、充当しないこととした。このことから、全額議会費からの費用負担とする。

なお、今後の課題として検討することも一定考慮していく。

令和2年度亀岡市立吉川小学校 6年生学習計画書

～議員さんと街の人にインタビューをしてみよう編～

1. 時期	10月21日(水) AM9:35～11:25
2. 場所	亀岡市立吉川小学校:6年生9名
3. 内容	市議会議員への取材学習(議会と議員の役割など)
	エコ活動に熱心な市民の話を聞く(私の取り組むエコ活動)
4. 対応	主催: 亀岡市環境事業公社 共催: 亀岡市議会

～こども達と市議会の交流ですよ編～

1. 時期	1月14日(木) AM9:35～11:25
2. 場所	亀岡市立吉川小学校
3. 内容	1. <u>こども議会で使うこども議員の質問は通常授業で学ぶ。</u> 2. この日にこども達が市議会議員の前で質問内容を発表する。 3. 市議会議員にアドバイスをもらう。 4. 未調整(こども議員バッヂを議員と一緒に作る。) 5. 未調整(こども議会への招待状を議員に渡す。)
4. 対応	主催: 亀岡市環境事業公社 共催: 亀岡市議会

～こども議会(意見交換会)をやるぞ編～

1. 時期	1月19日(火) 午前中
2. 場所	市議会議場(校外学習が不可の場合は吉川小学校体育館)
3. 内容	こども議会を開催する(こどもの質問と議員の回答)。 ※主に環境問題や環境施策について質問する。 ※一通り終われば記念撮影。状況に応じて議会(市役所)見学ツアー(議長室や8階の展望サロン、市長応接室など普段は入れないバックヤード)を行う。
4. 対応	主催: 亀岡市環境事業公社 共催: 亀岡市議会